

生活衛生等関係行政の機能強化のための
関係法律の整備に関する法律案要綱（抜粋）

第一 食品衛生法及び食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律の一部
改正

- 一 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する権限を、厚生労働大臣から内閣総理大臣に移管すること。
- 二 薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとされた事項のうち、食品衛生法及び食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律の規定によりその権限に属させられたものであって食品衛生基準行政に関するものについて、食品衛生基準審議会の意見を聴くものとする。

消費者庁及び消費者委員会設置法（抜粋）

平成 21 年法律第 48 号

（食品衛生基準審議会）

- 第五条の三 食品衛生基準審議会は、食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 2 食品衛生基準審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。
 - 3 前二項に定めるもののほか、食品衛生基準審議会の組織及び委員その他の職員その他食品衛生基準審議会に関し必要な事項については、政令で定める。